

第3章

ごみ処理の目標と方針

1 ● ごみ処理の基本理念


1 ● ごみ処理の基本理念

新潟市では、平成19年6月に策定された前「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」へと移行した結果、家庭系ごみ量が3割減るなど、計画に掲げる数値目標を早期に達成することができました。新ごみ減量制度への移行を契機に、市民・事業者・市それぞれが循環型社会の構築の重要性についての認識を共有し、それに向けた歩みが着実に進んでいるところです。

しかしながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は地球規模で増加の一途をたどり、世界各地で希少生物の絶滅が危惧されています。また、中国など新興国の目覚ましい経済発展により資源需要が増大している現状においては、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するという考え方が重要です。そしてこれからも、より一層ごみの発生抑制に努め焼却量を削減するとともに、資源化可能なものをできるだけ資源化し有効に活用していくことが求められています。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄など利便性や豊かさのみを追求するという価値観を転換し、省資源・省エネルギー、温室効果ガス排出量の抑制、多様な生態系の保全などの必要性について、社会全体として共有することにより、持続可能な社会の実現を目指していくことが重要です。

「大地と共に育つ、田園型拠点都市」を都市像に持つ新潟市においても、市の特色を生かしてさらなるごみ減量・資源化に努める責任があります。循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、新潟市が持続的に発展するため、市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくことを基本理念とします。



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 基本理念

市民・事業者・市の協働のもと ともにつくる環境先進都市

2 ● 本市の目指す循環型社会

(1) 循環型社会とは

本市の目指す循環型社会は図21に示すとおり、3Rの考え方に基づき、「①発生抑制（リデュース）」、「②再使用（リユース）」、「③再生利用（リサイクル）」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、埋立処分量を削減するとともに、どうしても燃やさざるをえないごみについては、焼却余熱の発電利用など、エネルギーとしての活用をすすめ、適正に処理・処分していく社会とします。

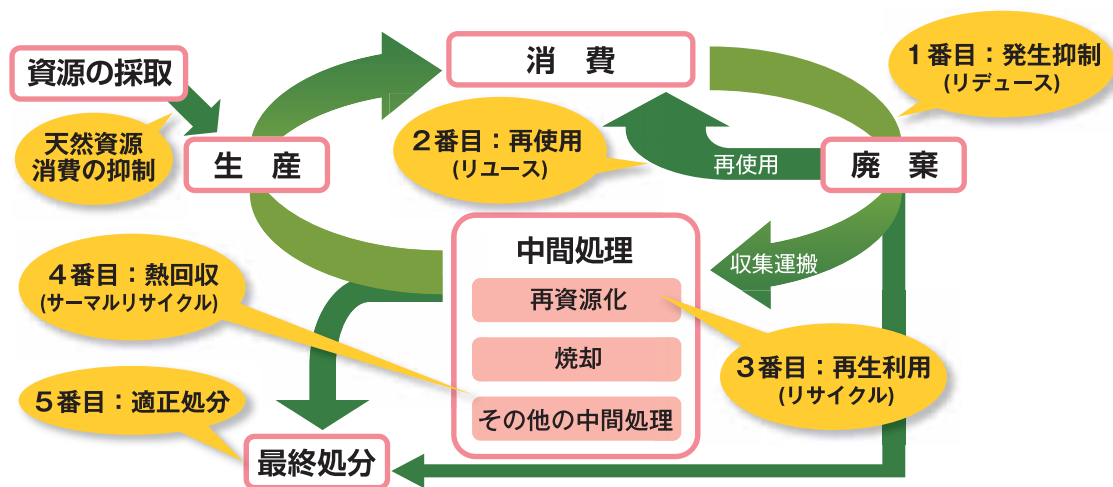


図21 本市の目指す循環型社会のイメージ図

(2) 循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係

本市が目指す循環型社会を実現するためには、低炭素社会と自然共生社会を統合的に構築していくことが必要になります。循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係は以下のとおりです。

■低炭素社会との関係

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（特に二酸化炭素）の排出が少ない社会を念頭に、3R施策や焼却余熱などのエネルギーの有効活用を図るなど、温室効果ガスの排出を少なくするように効率的な収集・処理体制を構築します。

■自然共生社会との関係

豊かな生物多様性を次世代に引き渡し、自然の恵みを持続的に得ることができる社会を念頭に、環境への負荷をできる限り少なくするように、地域の実情に応じた収集・処理体制を構築します。

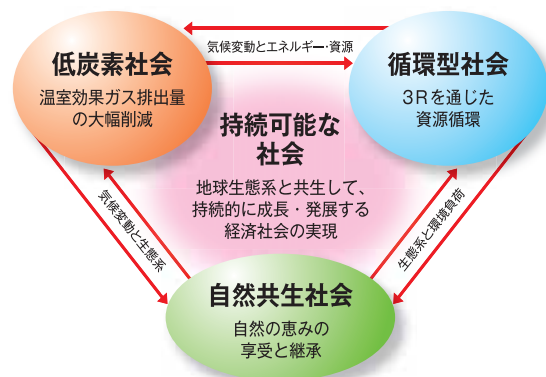


図22 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

2 ● 環境先進都市に向けた数値目標

1 ● 環境先進都市の数値目標

表13 ごみ量等の数値目標

区 分	平成22年度 (最新実績)	平成28年度 (中間目標)	平成31年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量 ^{※1} (1人1日あたり ^{※2})	494g	484g (△10g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量 ^{※3}	84,393t	79,300t (△5,093 t)	74,500t (△9,893 t)
③ リサイクル率 ^{※4}	27.0%	29.8% (+2.8%)	30.9% (+3.9%)
④ 最終処分量	32,092t	22,500t (△30%)	21,800t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野のCO ₂ 排出量 ^{※5}	81,957t-CO ₂ /年	75,800t-CO ₂ /年 (△8%)	73,100t-CO ₂ /年 (△11%)

※1 家庭ごみ量：「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※2 1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してききましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

※3 従前まで一斉清掃等における側溝汚泥「公共ごみ」及び事業所から出る「資源ごみ」を含んで集計してききましたが、新しい計画においては、これらを除いて集計するよう統計手法を見直しました。

※4 リサイクル率 = 資源化量 / 総排出量

※5 焼却処理による排出量+廃棄物処理施設での燃料等の使用による排出量

【ごみ全体の排出量】

事業系で約1万トﾝ、家庭系で約1万トﾝ、計約2万トﾝ(約97,680m³)をH31年度までに削減

●市役所本庁舎(1~7F)
(容積：約74,000m³)

1.3杯分に相当

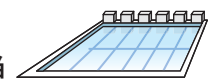


【最終処分量】

ごみの減量と新しい焼却施設(新田清掃センター)の稼働により1万トﾝ(約9,180m³)をH31年度までに削減

●小学校用25mプール
(容積：約300m³)

30.6杯分に相当



【家庭系ごみ量(1人1日あたり)】

1人1日あたり20gをH31年度までに削減

●お菓子の空き箱
(重量：約20g)

1個分に相当



【廃棄物分野のCO₂排出量】

ごみの排出量を約2万トﾝ削減することによりCO₂排出量約9千トﾝ-CO₂(育成林CO₂吸収面積約13.8km²)をH31年度までに削減

●新潟島
(面積：約10km²)

1.4倍に相当



(1) 家庭系ごみ量（1人1日あたりごみ排出量）

■家庭系ごみ量＝「燃やすごみ」＋「燃やさないごみ」＋「粗大ごみ」

1人1日あたりのごみ量を、平成22年度実績の494gから、平成28年度までに10g、平成31年度までにさらに10g削減し、474g以下にすることを目標とします。

平成20年6月実施の新ごみ減量制度によるごみ減量効果を維持するとともに、ごみの発生抑制や資源化可能な資源物の分別強化を図っていくことで、数値目標の達成を目指します。

最終目標年度（平成31年度）までに、
家庭系ごみ量（1人1日あたりごみ排出量）を
平成22年度に比して20g以上の削減を目指します

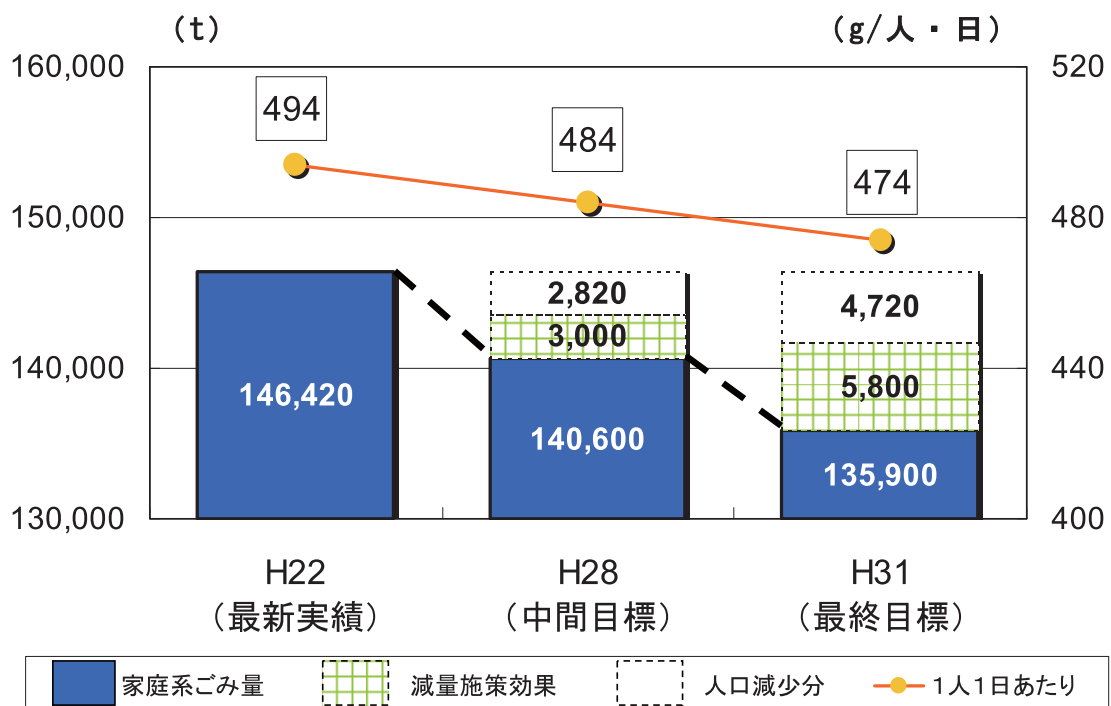


図23 家庭系ごみ量の目標

【減量効果の内訳】

- 制度の周知と分別の徹底 ……△4,800t
(プラスチック製容器包装及び雑紙の分別徹底)
- 生ごみ等減量の推進 ……△1,000t
(生ごみ減量、古布・古着の拠点回収、使用済小型家電の資源化)

(2) 事業系ごみ量

■事業系ごみ排出量＝許可業者搬入量＋事業系直接搬入量

事業系ごみ排出量については、平成22年度実績の84,393 tから、平成28年度までに約5,000 t、平成31年度までに約10,000 t削減し、74,500 t以下にすることを目標とします。

平成20年6月実施の新ごみ減量制度によるごみ減量効果を維持するとともに、古紙の搬入規制強化及び資源物等の分別の徹底などにより、数値目標の達成を目指します。

最終目標年度（平成31年度）までに、
事業系ごみ排出量を
平成22年度に比して約10,000t以上の削減を目指します

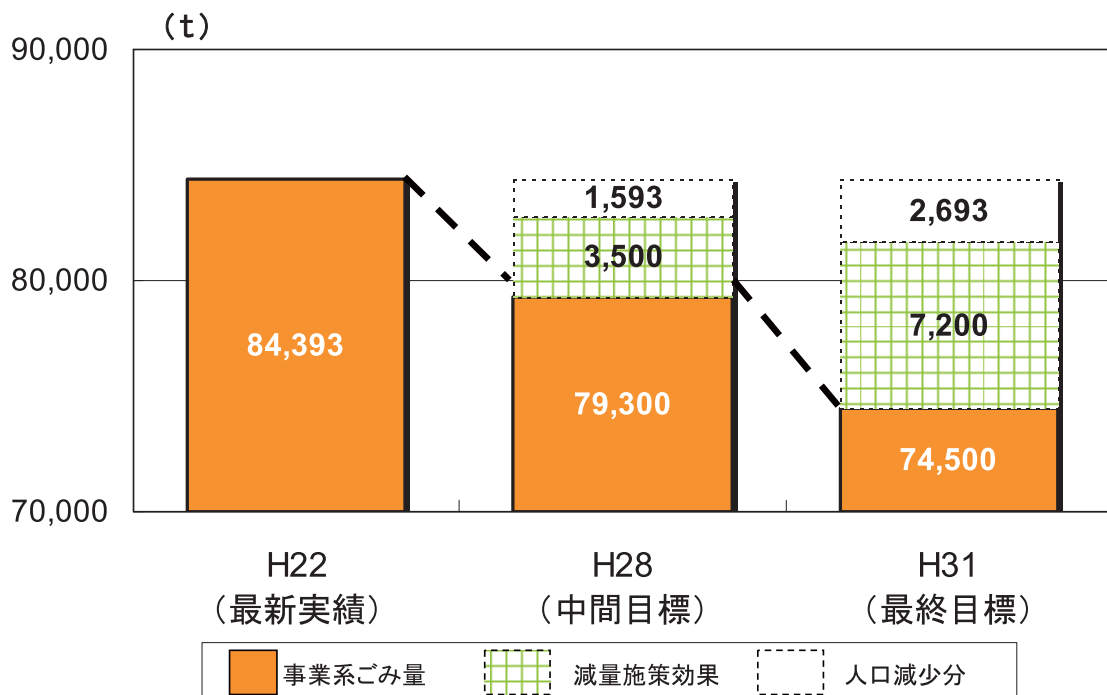


図24 事業系ごみ量の目標

【減量効果の内訳】

○事業系ごみの排出抑制と資源化の推進・・・△7,200t

{ 排出抑制と排出ルール・資源化に係る制度の周知徹底
分別の徹底、処理施設での搬入規制、優良事業者の評価 }

(3) リサイクル率

■ $\text{リサイクル率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収)}$

リサイクル率については、平成22年度の27%から、平成28年度までに29.8%以上に、平成31年度までに30.9%以上に上げることがを目標とします。

家庭系・事業系ともにごみ排出量を削減するとともに、資源物の分別の徹底や集団・拠点回収の取り組みを充実させることにより資源化を促進することで、リサイクル率の向上を図ります。

最終目標年度（平成31年度）までに、
リサイクル率を
30%以上に引き上げることがを指します

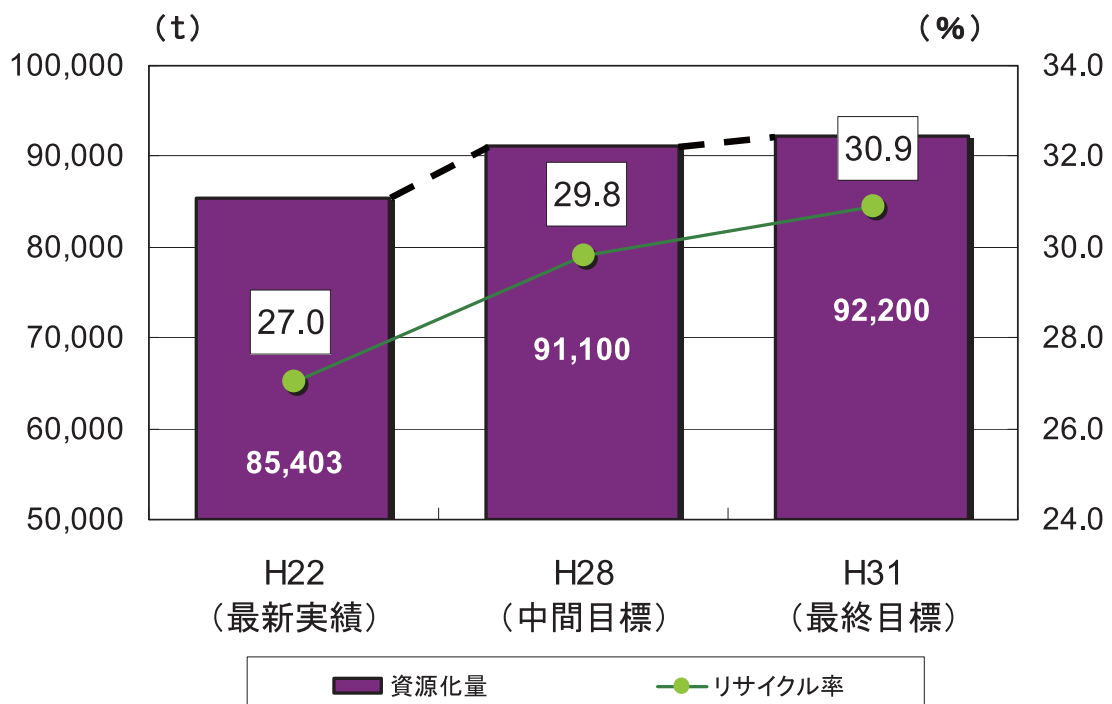


図25 リサイクル率の目標

(4) 最終処分量

最終処分量については、平成22年度実績の32,092 tから、平成28年度までに約9,600 t、平成31年度までに約10,300 t削減し、21,800 t以下にすることを目標とします。

最終処分量は、焼却ごみ量の削減と、溶融機能を備えた新しい新田清掃センター焼却施設の稼働により、資源化量の増加と最終処分量の削減を見込んでいます。

最終目標年度（平成31年度）までに、
最終処分量を
平成22年度に比して約10,000t以上の削減を目指します

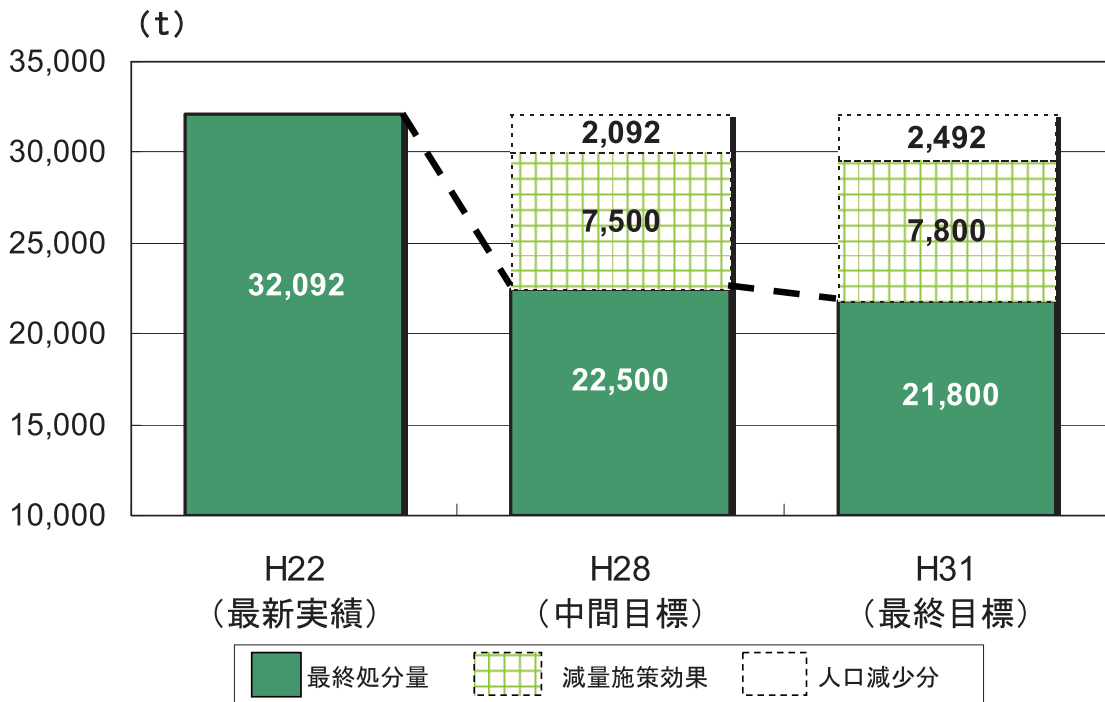


図26 最終処分量の目標

3 ● ごみ処理の基本方針

基本方針

1

家庭系ごみを減らす 3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本方針

2

事業系ごみの排出抑制と 資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。

また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

基本方針

3

違反ごみ対策と きれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本方針

4

収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。

また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。